

公益社団法人兵庫県歯科衛生士会 卒後研修必修プログラム実施要綱

1 目的

歯科衛生士の人材確保には、新人歯科衛生士の人材育成および離職防止を図ると共に、ライフイベントなどにより離職期間が長く、復職に不安を感じている歯科衛生士に対しても、現在の歯科医療ニーズに沿った研修内容を提供し、復職を支援することが重要である。そのため、歯科衛生士会、歯科医師会、行政をはじめ、関係機関が協力して歯科衛生士の卒後のキャリア形成を支援し、就業および職場定着を促すための卒後研修が必要となる。

そこで、研修の実施体制を整備し、地域で歯科衛生士が専門性をもって就業し続けることを目的として「卒後研修必修プログラム」を実施する。

2 実施団体

公益社団法人兵庫県歯科衛生士会が主催し、一般社団法人兵庫県歯科医師会および兵庫県の協力により実施する。

3 実施対象者

兵庫県内に勤務または在住する兵庫県歯科衛生士会会員および会員外

4 研修コースと受講対象者

歯科衛生士の卒業後の就業年数を基準に合わせ3コースを設定する。基礎を学び直したい復職歯科衛生士も対象とする。各コースのプログラムは、別表により実施する。

(1) ベーシックコース

就業1～3年目の歯科衛生士を基準に、卒前教育を補完する基礎知識および臨床の実践力を高める内容とする。

(2) アドバンスコース

就業4～6年目の歯科衛生士を基準に、歯科衛生士の専門性をより探求し、キャリアアップを図る内容とする。

(3) スペシャリストコース

就業7年目以上の歯科衛生士を基準に、職場や地域のリーダーに必要な知識と問題解決能力を修得できる内容とする。

5 研修単位および修了基準

公益社団法人日本歯科衛生士会第5次生涯研修制度に基づき、各コースの研修単位は、60分1単位とする。各コース修了に必要な単位は次のとおりとする。

(1) ベーシックコース 6単位

(2) アドバンスコース 6単位

(3) スペシャリストコース 6単位

公益社団法人兵庫県歯科衛生士会 卒後研修必修プログラム実施要綱細則

1 研修の企画・運営

- (1) 卒後研修必修プログラムの企画・運営は、公益社団法人兵庫県歯科衛生士会（以下、「本会」という。）の基礎研修委員会が担う。
- (2) 各コースのプログラム講師は、外部、兵庫県歯科医師会および本会の歯科衛生士に依頼する。
- (3) 本会は、受講者の研修履歴を記録し、確認するものとする。
- (4) 毎年1回、企画・運営について兵庫県歯科医師会、兵庫県と協議会を開催する。

2 受講料

兵庫県内に勤務または在住する兵庫県歯科衛生士会会員および会員外の歯科衛生士 無料

3 修了証など

(1) 各コース受講修了

各コースの受講修了後は、コース別に修了証を交付する。また、兵庫県歯科衛生士会会員にはコースに応じたピンバッジを付与する。

(2) 全コース受講修了

卒後研修必修プログラムの全コースを修了した者は、兵庫県口腔健康管理地域支援リーダーの登録研修の受講資格を得ることができる。

4 受講の方法と流れ

- (1) 基本はベーシックコース→アドバンスコース→スペシャリストコースの順に受講する。
- (2) 各コースにおいて、2日間とおしての受講とする。ただし、やむを得ない事情により受講できなかった場合は2年間で各コースの全日程を修了することとする。

5 その他

定期的に研修内容および実施要綱の見直しをおこなう。